

中山間地域居宅サービス運営支援金交付事業について

◎ この事業は、東三河の中山間地域（新城市鳳来地区・作手地区・設楽町・東栄町・豊根村）の高齢者が、住み慣れた地域で在宅生活を継続できるように、1件毎に長距離移動を要する中山間地域の居宅を訪問又は居宅から事業所への送迎をして、介護サービスを提供する事業所に対し、運営負担の軽減のため、毎月のサービス提供実績（訪問/送迎距離・回数）に応じた運営支援金を交付し、事業所の安定した運営環境の確保を図るものです。

1 運営支援金の交付対象となる訪問地域（中山間地域）

- (1) 新城市鳳来地区 (2) 新城市作手地区 (3) 設楽町 (4) 東栄町 (5) 豊根村

2 運営支援金の対象となる居宅サービス等（※公設事業所は除く。）

(1) 訪問系サービス・居宅介護支援・（介護予防）福祉用具貸与

- ① 訪問介護、介護予防訪問サービス及び広域型訪問サービス
- ② 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護及び介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑥ 夜間対応型訪問介護
- ⑦ 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護 ※訪問
- ⑧ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）※訪問
- ⑨ 居宅介護支援
- ⑩ 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

(2) 通所系サービス・短期入所サービス

- ① 通所介護、地域密着型通所介護、介護予防通所サービス及び広域型通所サービス
- ② 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション
- ③ 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
- ④ 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護
- ⑤ 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護
- ⑥ 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護 ※通い・宿泊
- ⑦ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）※通い・宿泊

【備考】

・事業所の所在地は問いません。（広域連合外・県外の事業所も算定対象となります。）

3 居宅訪問が運営支援金の算定対象となる利用者の要件

◎中山間地域に実際に居住する、東三河広域連合の被保険者或いは住所地特例の対象者であること。

4 支援金の計算方法

(1) 訪問系サービス・居宅介護支援

【計算式】 ※様式3（その2）のエクセルで自動計算

{移動距離（1 km 単位,端数は四捨五入）－10km} ×訪問回数（月） × 距離単価 **77円**

(2) 通所系サービス・短期入所サービス

【計算式】 ※様式3（その2）のエクセルで自動計算

{移動距離（1 km 単位,端数は四捨五入）－10km} ×送迎回数（迎え・送り各片道分/月） ×距離単価 **77円**

- ・利用者の居宅までの移動距離（片道）・回数に応じ、**77円/km**を交付。
 - ・居宅介護支援の算定回数は、利用者に対しモニタリングを行う月1回を上限とする。
 - ・（介護予防）福祉用具貸与の算定回数は（介護予防）福祉用具貸与計画の作成後、福祉用具専門相談員が利用者等に対しモニタリング（病気その他の理由により家族等のみに行うモニタリングを含む。）を行う月1回を上限とし、その結果を記録する場合に限る。なお、詳細については別途資料「（介護予防）福祉用具貸与の取扱いについて」を参照してください。
 - ・移動距離は、Google マップの経路検索※を用いて、事業所と利用者の居宅までの最短距離を計測して算出する。（経路が実際に通る道ではなくても、経路検索結果を実績とする。）
 - ・算定対象となる移動距離事業所から利用者居宅までの移動距離（1 km 単位、端数は四捨五入）から10 km を減じた距離分とする。
 - ・事業所を出てから2件以上連続で訪問・送迎しても、それぞれ事業所から利用者居宅への距離で計算可。
 - ・それぞれ算定対象利用者1人ずつ算定した結果を合算し、事業所の一月分の実績報告金額とする。
- ※ Google マップ（ウェブサイト・アプリ）の使用に当たっては、必ず「Google 利用規約」及び「Google マップ/GoogleEarth 追加利用規約」をお読みいただき、同意の上でご利用ください。（使用に関し、広域連合は責任を負いかねます。）

【計算例】

（訪問系サービス・居宅介護支援・（介護予防）福祉用具貸与の場合）

・18.2km 離れたAさんに月5回、訪問介護を提供 ⇒ $(18-10) \text{ km} \times \text{月} 5 \text{ 回} \times 77 \text{ 円} = 3,080 \text{ 円}$

・9.7km 離れたBさん、その後連続して15.6km 離れたCさんに月5回、訪問看護を提供
⇒ Bさんは10.5km 未満なので対象外。

Cさんは、Bさん宅経由の合計距離ではなく、 $(16-10) \text{ km} \times \text{月} 5 \text{ 回} \times 77 \text{ 円} = 2,310 \text{ 円}$

（通所系サービス・短期入所サービスの場合）

・18.2km 離れたAさんに月5回、短期入所生活介護において送迎（迎え・送り）を実施
⇒ $(18-10) \text{ km} \times (\text{月} 5 \text{ 回} \times 2 \text{ 回 (迎え・送り)}) \times 77 \text{ 円} = 6,160 \text{ 円}$

・9.7km 離れたBさん、その後連続して15.6km 離れたCさんに月5回、通所介護を提供
⇒ Bさんは10.5km 未満なので対象外。Cさんは、Bさん宅経由の合計距離ではなく、
 $(16-10) \text{ km} \times (\text{月} 5 \text{ 回} \times 2 \text{ 回 (迎え・送り)}) \times 77 \text{ 円} = 4,620 \text{ 円}$

移動距離が10.5 kmに満たない利用者居宅は対象外

移動距離が10.5 km以上の利用者居宅は、超えた距離分が交付対象

交付対象距離

10.5 km

移動距離

5 届出・申請手続きについて

(1) 初回申請前に、対象事業所届出書【様式第1】をメールで提出してください。

※初回の申請書類提出時に、同じメールに添付してください。

(2) (介護予防) 福祉用具貸与以外のサービスについては、サービス提供月の翌月 15 日を提出期限として、申請書兼実績報告書兼請求書【様式第3(その1)(その2)】を広域連合介護保険課にメールで提出してください。

ただし、3月サービス提供分については、3月31日付で提出して下さい。

(3) (介護予防) 福祉用具貸与については、4月から9月までのサービス提供分は 10月1日から 10月15日まで、10月から3月までのサービス提供分は 3月1日から 3月31日までに提出してください。申請書兼実績報告書兼請求書【様式第3(その1)(その2)】を広域連合介護保険課にメールで提出してください。

なお、別途資料「(介護予防) 福祉用具貸与の取扱いについて」についても併せてご覧ください。

(4) 介護保険課から交付決定・実績確定通知書（不交付の場合は不交付決定通知書）が届きます。

【留意事項】

- ・届出者、申請者は法人の代表者とし、事業所単位で届出・申請して下さい。
- ・届出内容に変更があった場合、要件を満たさなくなった時には、速やかに対象事業所（変更・中止）届出書【様式第2】を提出してください。
- ・年度の途中からでも届出次第、申請可能です。
- ・届出・申請書類は、申請時から5年間、保存（電子データでも可）をお願いします。

6 その他

- ・後日、届出のあった事業所を対象としたアンケートを行いますのでご協力をお願いします。

【届出・申請先】 東三河広域連合 福祉事業部介護保険課 指定グループ宛
E-mail : kaigohoken@union.higashimikawa.lg.jp

【お問い合わせ】 電話（介護保険課 指定グループ）： 0532-26-8470・8471